

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

都市との交流による農林業体験施設のネットワークがつなぐ日高川地域再生

2. 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県、日高郡日高川町

3. 地域再生計画の区域

和歌山県日高郡日高川町の全域

4. 地域再生計画の目標

本町は、和歌山県の中央部日高郡の北部に位置し、平成17年5月1日に市町村合併（旧・川辺町・中津村・美山村）により誕生した町である。大阪中心部より、電車で約90分。車で高速を利用し約70分の比較的地の利を得た場所である。町の中央部には日高川が東西に大きく蛇行して流れ、道路網が整備される前は、川が交通路であり文化の発信元でもあったため、川の流れに沿って集落が形成されている。

本町は温暖な気候に恵まれ、川上の森林地域では千両・サカキ・高野マキ等の花木栽培や椎茸、日本一の生産量を誇る紀州備長炭があり、川中から川下地域にかけては、和歌山県の主要産物である柑橘類の栽培、豆類（ウスイエンドウ）、花卉（カネション・バラ）等が生産されている。また、水量豊かな日高川においては、あまご・あゆ・うなぎ等1年を通じ遊漁者が訪れている。

また町内には、主な温泉が4カ所あり、都市交流施設（天文公園・森林公園・親水公園・スポーツ公園・地域物産販売所・キャンプ場・製炭研修施設）等との相乗効果により多くの入り込み客を迎えている。

時代は今、地方分権、少子高齢化、情報化・国際化の進展などにより大きな転換期を迎えている。新時代に誕生した日高川町は、このような社会の変化に適切に対応し、母なる清流「日高川」を共有し、古くから恵まれた広大な自然や歴史・文化など個性あふれる地域資源を活かした「自主自立」の意識を持って、生き生きとした住みよいまちづくりを目指している。

このため、古来より日高川がこの地域を育んできたように、新たな流れ「日高川ネットワーク」すなわち、「川・道・通信」をキーワードとして、かけがいのない自然を育み、一層活発な人と物の流れにより暮らしを育み、情報の流れの整備により知識と心を育むことを町の基本方針としている。

この3つの流れを軸に各地域の豊かな自然資源や歴史・文化を受け継ぎながら、全国ネットの都市交流、国際交流など多様な分野での連携・交流を促進するとともに、地域住民と行政が一体となり、地域の潜在能力の発掘や地域特性を総合的・一体的に開発することで、新時代に対応する地域振興施策の推進や新たな日高川文化の創造・発信拠点をめざす

ことを再生の基盤として位置づけている。

この様な考えを基に、本町としては都市部との交流促進さらには定住促進を図ることを目標と掲げている。

具体的には、地域再生の核を担う都市住民に農業・林業体験や地域産物を活用した手づくり体験をとおり、豊かな自然資源や歴史・文化の周知を図る。また、合併前に各地で整備した体験交流施設の一体的な活用を図るため、個々の施設にあった利用形態・体験メニュー等をネットワーク化し、都市住民のニーズにあった活用促進を図る。和歌山大学と地域有志が組織する「ゆめ倶楽部 21」が連携し、地域振興プランを積極的に提案するとともにその試行を行う活動を推進し、さらなる飛躍を目指す。遊休農地の解消を図るため、遊休農地を利用した貸し農園の拡大と収穫祭・餅つき大会等地域住民との交流機会の促進を図るとともに地域社会への理解を得た移住（菜園付き住宅等の需要拡大）を推進する。さらに、「企業の森」を推進し、企業イメージのアップを図る企業と協力し、全国へ本町の体験施設や温泉地などの連携やイベント情報発信のネットワークの構築を図る。

以上の交流・定住プランを総合的・一体的に推進するため、林道・町道・県道のネットワーク化を図り、安全で快適な通行を確保するため整備を進め、「日高川ネットワーク」構想を確立し、都市との交流を積極的に図り、地域社会の自主自立を目指すこととする。

（目標 1）林業の振興と地域環境の改善（森林整備面積 1,740ha 2,210ha 27%の増）

（目標 2）道路、林道整備による拠点施設へのアクセス改善

（集落から都市部へ 182 分・台 / 日短縮 30%の縮減）

（目標 3）都市住民と農山村集落の交流促進による地域再生（観光客の入込増 20%増）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

本町を東西に走行する「国道 424 号線」「県道御坊美山線」を主要道路と位置付け、今回これらと密接に関連する町道・林道を整備・拡充することにより、道路ネットワークの強化をはかり、集落間および集落から主要施設へのアクセス時間の短縮、通行の安全性の確保、森林へのアクセス改善による森林施業の促進（林業の振興および森林のもつ公益的機能の増進）を図る。

さらに都市との交流や定住促進等、地域の活性化を活動推進するため体験型農林業観光の振興と併せ、在阪企業や大学との連携を深め、U・I タン希望者の就労支援に積極的に関わり新ふるさとづくりのための活動を展開する。

（5-2）法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道：道路法第 8 条 1 項に規定する町道に昭和 58 年 9 月 22 日に認定済
- ・林道：森林法に基づく紀中地域森林計画（平成 13 年 4 月 1 日樹立）に路線を記載

[施設の種類 (事業区域) 実施主体]

- ・町 道 (日高川町) 日高川町
- ・林 道 (日高川町) 和歌山県
- ・林 道 (日高川町) 日高川町

[事業期間]

- ・町 道 (平成 18 ~ 21 年度) 林道 (平成 17 ~ 21 年度)

[整備量及び事業費]

- ・町 道 905 m、林道 18,277 m
- ・総事業費 1,846,414 千円 (うち交付金 925,430.6 千円)
- 町 道 690,000 千円 (うち交付金 345,000 千円)
- 林 道 1,156,414 千円 (うち交付金 580,430.6 千円)

(5 - 3) その他の事業

(1) 地域再生の核を担う都市住民と農山村集落の交流について

地域住民が個々の能力を発揮し、農・林・手作り体験メニュー - を用意し、平成 13 年度から取り組みをしてきた体験型観光については、1 年目 111 人、2 年目 863 人、3 年目 1,378 人となっており、さらに拡充を図っていく。

(2) 交流体験施設の活用

交流体験施設は整備されつつあるが、施設における収容人数が比較的小規模のため、体験学習や企業研修においては不便をきたしている。また、近年の都市住民のニーズの変化により、個人行動が好まれているのを受け、受け入れ対象を個人や少人数の団体としていく。

(3) 和歌山大学との地域連携システムの構築

都市農村交流推進協議会 (ゆめ倶楽部 21) が積極的に関わり「産の力」「学の英知」を有効に活用できるよう定期的にそれぞれの代表者と協議会を開催し「地域振興プラン」を作成するとともに並行してプランの試行を実施している。

(4) 生涯学習での遊休農地の活用

当町農地面積のうち約 13% が遊休農地になっている。一方貸し農園への要求が高いため町が市民農園法に基づく貸し出し農地制度を提案し、町が仲介する形式で現在、貸し出し希望面積の 25% を都市住民に貸し出している。さらに貸し出しを推進し遊休農地の解消を図る。

(5) 企業の森の誘致

現在、「企業の森」として、ユニチカ労働組合と貸与契約を結んでいる。今後、森林資源の整備を進めていくため、希望する所有者と企業の仲介を推進し企業の森の拡充を図る。

6.計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

7.目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本町が必要な調査を行い状況を把握・公示するとともに、関係行政機関により達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8.地域再生計画の実施に関し当該他地方公共団体が必要と認める事項

該当無し